

総社市立認定こども園条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第13号

総社市立認定こども園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市立認定こども園条例（平成26年総社市条例第36号）第10条の規定に基づき、総社市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 認定こども園の定員は、次のとおりとする。

名 称	定 員
総社市立きよね認定こども園	250人

(入園区域)

第3条 教育及び保育時間相当利用児の入園区域は市内全域とする。

2 教育時間相当利用児の入園区域は、次のとおりとする。ただし、市長が認めた場合は、入園区域外入園をすることができる。

名 称	入園区域
総社市立きよね認定こども園	清音黒田, 清音古地, 清音上中島, 清音柿木, 清音軽部, 清音三因

(職員)

第4条 認定こども園に、園長、副園長及びその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 園長は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副園長は、園長を助け、園務を整理し、必要に応じ教育及び保育をつかさどる。

(園長等の専決事項)

第6条 園長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。ただし、重要又は異例に属する事項は、この限りでない。

- (1) 職員の県内旅行命令（宿泊を伴う旅行を除く。）に関する事。
- (2) 職員の年次有給休暇の届出の受理（人間ドックの受診に係る特別休暇の承認を含む。）並びに休日及び時間外勤務の命令に関する事。
- (3) 総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）別表の財務に関する事項の歳入歳出外現金及び支出負担行為に関する事のうち、主務課長により専決処理することができることとされている事項（当該支出負担行為に係る支出命令を含む。）
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- (5) 職員研修に関する事。

2 副園長は、園長の専決事項のうち、あらかじめ園長の定めた軽易な事項について、これを専決処理することができる。

(代理)

第7条 園長が不在のとき、又は事故があるときは、副園長等がその職務を代理する。

(健康管理)

第8条 園長は、常に施設の清潔を保持し、園児の健康に留意し、園児に対して少なくとも年2回（うち1回は6月30日までに行う。）以上健康診断を行うものとし、特に注意を要するものについては、必要な処置をしなければならない。

2 園児の疾病、傷害等で特に急を要するときは、直ちに医療機関に移送し、手当を加えるとともにその旨を市長及び保護者に連絡しなければならない。

3 職員は、年2回健康診断を受けるほか、給食に直接従事する者は、毎月検便を受けなければならない。

(非常災害)

第9条 園長は非常災害等（入園児の事故を含む。）の発生に備え、常に万全の措置を講じておかなければならない。

2 園長は当該認定こども園又は近隣に非常事態が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じ、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。

（簿冊）

第10条 認定こども園には、次に掲げる簿冊を当該各号に掲げる期間備えるものとする。

- （1）沿革誌 永年
- （2）園児出席簿 5年
- （3）卒園証書授与原簿 永年
- （4）園児検診簿 5年
- （5）園児指導要録 20年
- （6）健康診断票 永年
- （7）保育日誌 永年
- （8）職員名簿 5年
- （9）財産の状況を明らかにする帳簿 永年
- （10）給食に関する帳簿 5年
- （11）消防計画原簿 永年
- （12）その他事務処理上必要な簿冊 園長が必要と認める期間

（給食の実施）

第11条 認定こども園の園児に対し、給食を実施する。

2 園児の給食については、その栄養素量、味覚等に十分注意して栄養の向上を図るよう努めなければならない。

（教育課程及び保育の内容）

第12条 教育・保育の内容に関する全体的な計画は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に示す基準により園長が作成し、市長に届け出なければならない。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。